

令和8年度 第1回
川口市文化財保護審議会
議 事 録

会 議 名	第1回川口市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和8年7月29日（水） 14時00分～16時00分
開 催 場 所	川口市役所第一本庁舎 5階 503・504会議室
出 席 者	委 員（会長◎、副会長○） ◎有元修一、○金箱文夫、黒津高行、後藤治、鈴木淳、鈴木誠 田村均、西口由子、西沢淳男、三田村佳子（10名） 事務局 太田教育総務部長 上野次長兼文化財課長 千葉課長補佐兼管理係長 永瀬課長補佐兼文化財保護係長 金子課長補佐兼埋蔵文化財係長 入江副主幹、浅井主任、出野主任、矢代主任
議 事	(1) 令和8年度文化財保護事業計画について (2) 指定候補文化財の調査について (赤山陣屋跡遺跡・赤山曲輪遺跡出土遺物)
報 告	(1) 史跡見沼通船堀保存活用計画策定協議会について (2) 県指定木造不動明王立像について
そ の 他	
公開／非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	2人
会 議 資 料	令和8年度第1回川口市文化財保護審議会会議資料

審 議 経 過

◎ 委嘱式

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 教育総務部長あいさつ
- 4 委員・事務局紹介

◎ 第1回川口市文化財保護審議会

- 1 開 会
- 2 会長・副会長の選出

川口市文化財保護条例第7条第1項に基づき、会長に有元委員、副会長に金箱委員との発言があり、委員一同に了承された。

- 3 会長・副会長あいさつ

- 4 議事録署名委員の指名、会の成立及び公開・非公開の宣言

- ・川口市文化財保護条例第8条第1項に基づき、会長が議長になる。
- ・川口市文化財保護条例第8条第2項の規定に基づき、出席委員が定数に達していることを確認し、本会が成立している旨を宣言。
- ・議事録署名委員に、黒津高行委員、後藤治委員を指名した。
- ・この会議は公開であることを宣言。傍聴者2名が入室した。

5 議事

(1) 令和8年度文化財保護事業計画について

ア 指定文化財の保護・管理事業

議 長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議 長 質問、意見を求める。

委 員 (イ)の赤山陣屋跡保存整備事業について、今年度も用地購入を行うということであるが、伊奈氏の重要な史跡であると市は認識してこれまでも公有地化を行ってきた。追加資料にあるように伊奈氏を通じて関係市町村との交流も協議している。市の取り組みや赤山陣屋跡の文化財としての価値を踏まえれば、県指定よりむしろ国指定の史跡であるべきではないかと思う。なぜそこを目指さないのかという質問がひとつ。

もうひとつは、赤山陣屋やその周辺の植木畑が現在まで保存されてきたこと自体が奇跡的であり、なおかつ安行の植木生産は江戸時代ま

で遡る。安行の素晴らしい地形と植木生産の歴史は造園史に残る遺産である。以前進めていた文化的景観という考え方でもできるし、その中心に赤山陣屋があって良いのではないかと考えている。今後、資料にあるような管理だけを進めていくのか、それとも次のステップとして新たな保存活用を計画していくのか、という質問である。

追加資料にある伊奈氏に関する協定が、今後首長が協議を行うために結んだ協定であるならば、伊奈氏の業績を物語として捉え、文化庁が取り組んでいる日本遺産の認定を目指し協議していくのも良いと考える。川口市では赤山陣屋を史跡とし、その周辺の景観を文化的景観として守っていく。文化財行政としてはそういう方法で、将来的なことを見据え、保存活用を展開していくべきである。

安行の植木業や赤山陣屋については、以前から発言をしてきたつもりであるが、様々な状況があり中々実現していかないことがあった。文化財保護審議委員も一新され、市長が変わられたということもあるので、今申し上げたようなことを今後の審議会で議論いただき、将来的なことを考えていきたい。

事務局 赤山陣屋の整備事業については、平成3年に整備計画が作成されている。この整備計画は博物館と史跡公園を作る計画であり、現在もこの計画に基づき土地購入を行っている。近年、近くに歴史自然公園が造られたことで、新たに史跡公園が必要なのかという議論があり、博物館も当初計画された赤山陣屋跡内で進めて良いのかという議論がある。市としても赤山陣屋整備事業を大きく見直さなければいけない時期に来ていることは充分理解している。新市長にも話をしており、問題の共有はしている。今後も市長への働きかけを強めながら、文化財課として新たな計画、鈴木誠委員からもありました国史跡の話、文化的景観の話を視野に入れながら進めていきたいと考えている。

委員 「地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律」、略称で「歴史まちづくり法」の運用指針が今年の3月に改定された。従来は国指定の建造物を中核に設定し交付金の措置がなされたが、改定により必ずしも明確な建造物ではなく、史跡的なものでも重点地域にしても良いとされた。今年度中に施行される予定であり、施行になれば景観上の位置付けをする必要はあるが、地方公共団体の指定する文化財も重点区域の中核とすることが可能となる。整備費用には国の交付金を使えるようになる。国の史跡の整備には国の交付金が多少期待できるが、文化的景観ではあまり国の交付金は期待できない。

赤山陣屋跡の整備を進めるのであれば「歴史まちづくり法」の交付金を利用しつつ、その成果をもとに文化的景観の指定を目指すのが良い方法ではないのか。この点も含めて市長に説明していくのが良いのではないか。

事務局 「歴史まちづくり法」を含めて勉強をし、整備方法について検討をしていきたい。

議長 委員の話を参考に事務局で検討をし、検討だけで終わらせないようにお願いしたい。審議会で議論できるようであれば議事として出していきたい。

事務局 承知した。

イ 文化財調査・記録事業

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき、川口鋳物ストーブ製造用具の調査、「平剣」縞見本調査、民俗文化財調査について説明する。

委員 「平剣」縞見本の調査を担当する田村委員からの説明

平剣縞見本については、明治32年(1899)から昭和48年(1973)までの、端切れを含めると1000～2000点程になる膨大な織物のサンプル資料である。現在ラベリングとデータ化の整理作業が行われている。市指定を受けた際にブックレットを作成したが、刊行から8年を経て見返すと、校正ミスや誤字・脱字が散見されるため改訂版を出すべきだと考えていた。しかし、最近の調査で新たな発見があったこともあり、改訂版より中身をバージョンアップした報告書を作成すべきと考え始めている。刊行済みのブックレットには戦後の織物について掲載されていない。戦後の縞帳も70帳程あるので、戦後の資料と公開展示等の活用方法を含めた報告書を数年かけて作成したいと考えている。

最近の調査で新たな発見が2点あったので報告をする。

織物見本の端切れの中には、それぞれの時代に作られた吉野織という柄がある。戦後の資料に自動織機で織られた精緻な端切れを見つけた。

川口市内の製造業者あるいは蕨の製造業者で作られたことは凡そわかっていたが、製造場所で現物を見つけることができた。

4月上旬に事務局と共に根岸地区の榎原正治さんのお宅で聞き取り調査を行った。榎原氏は大正11年生まれで現在100歳を超えているが話を伺うことができた。

榎原氏は、根岸地区で織物業を営んでいた森竜織物(工場と母屋は国登録有形文化財)の親戚にあたり、戦争からの復員後は工場長として経営にも大きく関わった。その後、森竜工場の近くで独立し「榎原研究織物」を始め、平成頃まで2台の自動織機で吉野織の上級テーブルクロス、昔でいうところの縞風呂敷の製造をしていた。

聞き取り調査からは、吉野織へのこだわりや技術者としての自負を強く感じられた。大事に保管されていた織物製品の中にかなり品質の良い吉野織の製品を見つけることができた。吉野織は川口市域では残っていない、川口の織物業が質の良い製品を製造していた証拠となり貴重な発見となった。

2つ目の発見について。平剣縞見本の未整理資料に1000点を超える大小様々な生地があり、その中で薄い生地で品質の良い吉野織を2枚確認した。恐らく戦後の製品であり、戦後の平剣でもドビー機による吉野織の製造をしていた証拠を確認することができた。

戦後期は調査が及ばずにいたが、今回榎原氏のお宅で吉野織の製品

が確認されたことによって、川口織物業の戦前からの縞風呂敷の伝統が戦後も継続し、一部ジャガード織を導入しながら高級品を作っていたことが判明した。

これらの成果を平剣縞見本に紐づけて、川口織物業の文化財としての発信ができるのではないかという手応えがあったので、事務局と相談しながら調査を進めていきたい。

議 長 質問、意見を求める。

委 員 「平剣」縞見本調査についてではないが、鋳物ストーブの指定文化財については、直接の国の指定を目指すのか。

事務局 直接国の指定を目指し調査を進めている。

委 員 県は了解しているのか。現在、奈良県で文化財の報告書の作成に携わっているが、そこでは一旦県の指定を受けなければ国指定にならないと聞いた。その点の懸念はないのか。

事務局 文化庁調査官の視察の際に県の担当者を含め協議を行い、直接国指定を目指し、調査を進めていくことを確認した。

議 長 平剣織物をはじめとする織物業の調査については、今後は国などの指定を見越して調査をおこなっていくのか。

委 員 現在、データベースの作成を進めている。今後はデジタル写真のデータベース化を行う予定だ。また織物業に関連する古文書が鳩ヶ谷地区にあるので、その資料を含めて国登録有形文化財を目指して調査をし、市民にもPRできるようにしたい。

委 員 見本帳と同じ生地を使用した実際の着物は残っているのか。また現在でも作られているのか。

委 員 現在は作られていない。また見本帳の生地をもとにした製品については、探せばどこかで残っている可能性はあるが、現状では確認されていない。

委 員 川越市や秩父市では熱心に取り組んでいる市民活動がある。そのように市民と一緒に活動できると文化財の価値が伝わり、情報発信にも繋がると考える。

委 員 蕨市は明治期の双子織の発祥の地とされている。地元の手織りの会の人達が残されている縞帳から、復元は難しいので再現を試みている。蕨双子織として再現をし、商工会議所に働きかけている。そういう人達の動きが川口市と繋がれば良いと考えている。

議 長 織物業は川口市・蕨市など、広域で行われた地場産業なので少し視野を広げて調査や取り組みをしてほしい。

ウ 文化財普及啓発事業

エ 協力事業

議 長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 ウの（ウ）について。追加資料 1 の内容の箇所に「江戸時代関東郡代として活躍した伊奈氏の業績」というような記述がある。基本的に川口市の文化財等々の経緯その他でも「関東郡代」という用語は使っていない。文化財課で事前に確認を行い、委託業者にも話をして確認するべきでないのか。

議長 事務局は注意深く確認するように。

事務局 注意して確認していきたい。

カ 遺跡発掘調査事業

キ 埋蔵文化財包蔵地確認業務

ク 史跡等保存活用計画策定業務

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 金箱委員から何かあるか。

委員 宮合貝塚遺跡等、自分が携わっていた頃と比べて遺跡の規模が大きいことが判明し、出土する遺物も祭祀に関わるものが含まれる等、重要な意味を持つ遺跡であることがわかってきた。これからの調査も重要な課題となり大変かと思うが、がんばってほしい。

ケ その他

議長 追加資料 2（『「伊奈氏ゆかりの地」歴史・文化的交流に関する協定』）について説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 この協定による最終的な目標や、毎年何らかの方法で伊奈氏の実績を普及していくイベント等の取り決めはあるのか。

事務局 協定を結んでいる 3 市 1 町で 2 年ごとに持ち回りで幹事をしている。初年度は 3 市 1 町の担当により伊奈氏に関する調査、研究、発表を行い、2 年度には市民が参加するイベント等を計画するという動きでやってきている。持ち回りが一回りし、西尾市が加入したため、来年度、再来年度は西尾市が担当する。もし磐田市が加わることであれば、次は磐田市が幹事を担当することになる。

委員 次に川口市が担当するのは 10 年後くらいになるかも知れないが、その時期までを目標として赤山陣屋跡を中核とした保存活用計画を策定し、協定に加わっている自治体から応援を得られるようになると良いと思う。

委員 この協定について、所轄の部署でイベント的なものを行うことはわかったが、相互協力の中身を見ると文化財課がすべき仕事なのか、また、そもそも今後どのように展開していくのかがわからない。これ

だけの長い時間をかけての持ち回りになると、協定の実質が何かわからなくなる。

鈴木誠委員がご指摘したとおり、この協定はどこに向かい、どのような成果を目指すのか、文化財課の方たちが発言していかないとイベントだけで終わる可能性がある。実際に文化財としてこの協定をもとに、何か動いたという例はあるのか。令和3年に2市1町で協定を結んだ後、この協定をもとに動いた実績を知りたい。

事務局 3市1町でそれぞれ伊奈氏の功績を称えるイベントを開催することで結びつきを強め、伊奈氏を軸にした街おこし、街づくりができれば良いと考えているところだ。先程から申し上げているとおり、川口市では赤山陣屋跡の整備について方針が定まっていない。その点もあり、協定の位置付け、方針も定められないところがある。協定を結んでいるそれぞれの自治体で伊奈氏を盛り上げたいという気持ちでイベント等を行っているが、文化財として目に見える成果はあげられていない。

議長 新市長もこの協定に積極的であるのか。

事務局 市長の引継ぎの際に、旧田中家住宅と赤山陣屋跡の整備について話をした。赤山陣屋跡の整備に関しても費用がかかること、また30年前の計画を現在も遂行している段階であることや、整備の実態等についても伝えた。今後、何らかの新しい方針を示していかないとけないという問題共有はできている。

本日、新たに後藤委員から「歴史まちづくり法」による整備という意見もいただいた。また過去に文化的景観を計画したこともあるので、市長に新たな提案をし、これからの川口市民に伝えていけるような整備計画を作っていきたいと思っている。市長にも本審議会でもいただいた意見を伝えていきたい。

委員 時間は短いが2月に開催される伊奈サミットで、川口市として赤山陣屋跡と周辺をどうしていくのかというビジョンを紹介できれば良いと思う。伊奈氏に興味のある方がたくさん集まるイベントであるので、夢を多く語る会にしたら良いのではないかな。次の持ち回りが10年後くらいになってしまうのならば、そのようなことも検討してほしい。

事務局 7その他で報告する予定である「伊奈サミット」の詳細について説明する。来年の2月11日木曜日、建国記念日に川口駅前のリリアにおいて開催する予定だ。当日は西沢委員に基調講演をお願いしており、自治体の取組みや今後の方針等を首長により発言いただくことになる。基調講演を承諾いただいた西沢先生には重ねてお礼を申し上げます。

(2) 指定候補文化財の調査について

(赤山陣屋跡遺跡・赤山曲輪遺跡出土遺物)

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

議長 調査が終了して、指定候補文化財として審議するのはいつ頃になるのか。

事務局 調査の進み具合にもよるが、次回の審議会において審議をお願いしたいと考えている。

委員 南堀については、赤山陣屋敷絵図面には堀は描かれていない。おそらく宝暦か明和の頃かと思われるが、堀が埋められた時期は遺跡調査から推定はできるのか。

事務局 発掘調査では、堀の底から高さ約 1 m 程度の高さで天明期の浅間山火山灰が確認されている。その前段階の宝永期の火山灰は堀の底から高さ約 60 cm 位置で確認されている。そのため宝永期の噴火以降から堀が埋まりはじめたと考えられる。

委員 水堀でなく空堀であったのか。また堀としての機能を放棄して、堀が埋まっていたと考えるのか。

事務局 水堀であった痕跡は確認されておらず、空堀であったと考えられる。また堀の断面図をみると、土が自然に堆積したと考えられるので、一気に堀を埋めたのではなく、自然に堀が埋もれていったと考えられる。

委員 家臣屋敷を田畑にしたということは、元々水が豊富な場所であり、屋敷として利用していた時は堀を水路としていたが、田畑として利用した時には、水路に水が集まらなくなったと考えるのが自然なのではないか。

事務局 承知した。ご指摘いただいた点からも検討する。

6 報告

(1) 史跡見沼通船堀保存活用計画策定協議会について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 史跡見沼通船堀に木曽呂の富士塚が追加指定されており、史跡全体の保存活用計画を策定する会議の 1 回目と 2 回目が行われた。史跡範囲の大部分はさいたま市にあるため、さいたま市が主体となり計画を策定し協議会を開催している。川口市からは私が委員として参加しており、会議の便宜上、民俗学の立場からの参加となっている。

木曽呂の富士塚に関しては、樹木が大きく生育したため富士山の形状が見られない状況にある。景観の復元等も将来的に取り組まなければならない。また、登山道が設定されており山頂まで登れるが石段に危険な箇所が見られる。胎内めぐりもあるが、現在は危険であるため塞いで入れなくなっている。これらの整備に関する保存活用計画となる。

見沼通船堀全体の位置付けとしては、見沼代用水を利用した江戸との流通を現わすひとつの例であることが史跡の価値である。富士塚も一体化して史跡に追加指定されたが、見沼通船堀と信仰の産物である富士塚がどのように有機的に繋がっているのかは資料がなく実証できていない。その点が大きなネックとなっている。とはいえ元々国重要有形民俗文化財として指定されており、本来的な史跡の価値は高い。富士塚自体については今後も川口市の責任のもとで管理していかなくてはならない。このような状況の中で保存計画を策定しているということをご理解いただきたい。

また、策定協議会はあと何回開催されるのか？今年度中に保存活用計画書は刊行される予定でなのか？

事務局 策定協議会はあと2回予定している。保存活用計画書については今年度中の刊行を目指している。

(2) 県指定木造不動明王立像について

議 長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議 長 地蔵院の木造不動明王について、新たな知見があったとの報告である。なにか質問はあるか。

委 員 質問なし。

7 その他

議 長 議事、報告を含めて、その他に何か質問等はあるか。

委 員 先程、「歴史まちづくり法」の計画について紹介したが、埼玉県では川越市のみで取り組んでいる状況なので、川口市でも取り組めば、非常に早い例となる。ぜひ取り組んでいただきたいが、文化財保存活用地域計画についても埼玉県では11の市で策定している。川口市もそろそろ取り組むべきである。また、文化財保存活用地域計画に取り組むのであるならば、「歴史まちづくり法」の計画と一緒に取り組むべきである。

文化庁が所管しているのは「歴史まちづくり法」の計画と文化財保存活用地域計画の他に、文化観光拠点計画という文化観光推進法に基づく計画がある。文化観光拠点計画は埼玉県では所沢市しか運用していない。赤山陣屋跡についても歴史自然資料館を少しテコ入れして、インバウンド対応の支援を受けることができる。このような計画をうまく合わせて利用していくと充実した形で進めていくことができる。

「歴史まちづくり法」は観光庁の事業と連動していて、観光庁の補助事業も「歴史まちづくり法」の中に位置付けることができるようになっている。観光という点では、赤山陣屋より川口市の方の方が良いかもしれないが、そういうことも含めて検討していただきたい。

議 長 やるべき課題は多いが、より良い川口の文化財行政を目指してほしい。

事務局 文化庁の計画に注目してきたが、観光庁の計画にも目を向けていきたい。

また「その他」として、国重要文化財旧田中家住宅の現状について、市指定文化財大砲設計図について、国登録有形文化財十一屋北西商店について、以上の３点についてご報告します。

資料に基づき説明する。

議長 旧田中家住宅については引き続きご尽力いただきたい。大砲設計図及び十一屋北西商店については注意深く慎重に進めていただきたい。

8 閉会

議長 以上で、議事を終了する。

議事録署名

⑩

⑩